

令和6年度大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議開催要綱

(目的)

第1条 市長は、大阪市こころを結ぶ手話言語条例（平成28年大阪市条例第2号。以下「条例」という。）附則第2項に基づき「大阪市手話に関する施策の推進方針」（平成29年3月策定）の見直し・検討を行うために、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から意見を聴くことを目的として、大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 手話を必要とする人への相談支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例の目的を達成するために必要な事項

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) ろう者
- (2) 手話通訳者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、福祉局障がい者施策部障がい福祉課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。